

修正前

震災対策編 第1章 総則 第3節 地震被害の想定	頁  26
--------------------------------	-------------

第6 想定地震の今後の発生確率

地震調査研究推進本部地震調査委員会が評価した今後の地震発生確率は次のとおり。

1 プレート内地震、海溝型地震

想定地震	今後の発生確率			平均発生間隔 最新発生年月日
	10年以内	30年以内	50年以内	
安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震	10%程度	40%程度	50%程度	約67年 —
南海地震	20%程度	60%程度	90%程度	約114年 (次回までの標準的 な値 90.1年) 66年前
東南海地震	20%程度	70%～80%	90%程度もしくは はそれ以上	約111.6年 (次回までの標準的 な値 86.4年) 68.1年前

※ 評価時点は、平成25年(2013年)1月1日

2 (略)

修正後

修正理由

○ 地震調査研究推進本部の「南海トラフの地震活動の長期計画」(平成25年5月24日公表)の改定に伴い、南海トラフ地震の発生確率等を追加する。

第6 想定地震の今後の発生確率

地震調査研究推進本部地震調査委員会が評価した今後の地震発生確率は次のとおり。

1 プレート内地震、海溝型地震

想定地震	今後の発生確率			平均発生間隔 最新発生年月日
	10年以内	30年以内	50年以内	
安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震	10%程度	40%程度	50%程度	約67年 —
南海トラフ地震	20%程度	60～70%	90%程度以上	次回までの標準的 な値 88.2年 67.0年前

※ 評価時点は、平成25年(2013年)1月1日

2 (略)

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

98

第2 気象情報等の収集及び伝達

1～4 (略)

5 ダム等の放流に関する情報

表 3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制	魚切ダムでは、__日__時__分大雨洪水注意報発令により洪水警戒体制に入りました。__時__分現在、貯水位E.L. m流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 放流量は毎秒__m <sup>3</sup> です。
放流開始	魚切ダムの状態は、__時__分現在、貯水位E.L. m流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 放流量は毎秒__m <sup>3</sup> です。__日__時__分ころ、洪水の発生が、予想されますので、__日__時__分よりダム放流を開始します。 なお、放流量は、__時__分には毎秒__m <sup>3</sup> となる予定であり、__地点ではその間に__cmの水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
急激放流	魚切ダムでは、現在毎秒__m <sup>3</sup> の放流を行っていますが、流入量が増加していますので、放流量は、__時__分には、毎秒__m <sup>3</sup> となる予定であり、__地点では、その間に__cmの水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
洪水時	魚切ダムでは、__時__分現在、流入量が毎秒__m <sup>3</sup> になりましたので、__時__分より洪水調節に入ります。なお、放流量は__時__分現在、毎秒__m <sup>3</sup> です。
ただし書き操作移行 (1時間前)	魚切ダムでは、__時__分ころ、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する予定です。 現在のまま洪水調節操作を実施すると、ダムの洪水調節容量を大幅に上回ることが予想され、今後の流入量は最大毎秒__m <sup>3</sup> の異常洪水となり、__時__分ころには、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する恐れが出てきました。なお、下流河川の水位は急激に上昇する恐れがありますので、厳重な警戒をお願いします。
ただし書き操作移行	魚切ダムでは、__時__分貯水位が、ただし書き操作開始水位E.L. mに達し、今後さらにサーチャージ水位を超えると予想されますので、計画規模を超える異常洪水時の操作に移行しました。 __時__分現在、貯水位E.L. m流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 放流量は毎秒__m <sup>3</sup> で今後流入量に等しくなるまで、徐々に放流量を増加させます。なお、放流量は__時__分ころ、最大毎秒__m <sup>3</sup> となる見込みで下流河川の水位は、急激に上昇する恐れがありますので、非常警戒をお願いします。
最大流入時	魚切ダムでは、__時__分現在、貯水位E.L. m流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 、放流量は毎秒__m <sup>3</sup> ですが流入量は減少の傾向にありますので、これからのち、流入量に相当する量を放流する予定です。
ただし書き操作解除	魚切ダムでは、__時__分流入量が計画最大放流量毎秒__m <sup>3</sup> と等しくなりましたので、ただし書き操作を解除します。 流入量は、次第に減少していますが、引き続き十分警戒して下さい。
洪水終了	魚切ダムでは、__日__時__分洪水を終了しました。__時__分現在、貯水位E.L. m、流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 、放流量は毎秒__m <sup>3</sup> です。 引き続き洪水警戒体制は続行します。
洪水警戒体制解除	魚切ダムでは、__時__分洪水警戒体制を解除します。 以上をもちまして通報はすべて終了しました。

修正後

修正理由

○ 魚切ダムの放流に関する通知の用語を修正する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

1～4 (略)

5 ダム等の放流に関する情報

表 3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制	魚切ダムでは、__日__時__分(大雨洪水注意報発令)に__洪水警戒体制に入りました。__時__分現在、貯水位E.L. m流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 放流量は毎秒__m <sup>3</sup> です。
放流開始	魚切ダムの状態は、__時__分現在、貯水位E.L. m流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 放流量は毎秒__m <sup>3</sup> です。__日__時__分よりダム放流を開始します。 なお、放流量は、__時__分には毎秒__m <sup>3</sup> となる予定であり、__地点ではその間に__cmの水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
急激な水位上昇	魚切ダムでは、現在毎秒__m <sup>3</sup> の放流を行っていますが、流入量が増加していますので、放流量は、__時__分には、毎秒__m <sup>3</sup> となる予定であり、__地点では、その間に__cmの水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
洪水時	魚切ダムでは、__時__分現在、流入量が毎秒60m <sup>3</sup> になりましたので、__時__分より洪水調節に入りました。なお、放流量は__時__分現在、毎秒__m <sup>3</sup> です。
ただし書き操作移行 (1時間前)	魚切ダムでは、__時__分ころ、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する予定です。 現在のまま洪水調節操作を実施すると、ダムの洪水調節容量を大幅に上回ることが予想され、今後の流入量は最大毎秒__m <sup>3</sup> の異常洪水となり、__時__分ころには、計画規模を超える異常洪水の操作に移行します。__時__分ころには、計画規模を超える異常洪水の操作に移行します。__時__分現在、下流河川の水位は急激に上昇する恐れがありますので、厳重な警戒をお願いします。
ただし書き操作移行	魚切ダムでは、__時__分__計画規模を超える異常洪水時の操作に移行しました。 __今後流入量に等しくなるまで、徐々に放流量を増加させます。__下流河川の水位は、急激に上昇する恐れがありますので、非常警戒をお願いします。
最大流入時	魚切ダムでは、__時__分現在、貯水位E.L. m流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 、放流量は毎秒__m <sup>3</sup> ですが流入量は減少の傾向にあります。
ただし書き操作解除	魚切ダムでは、__時__分流入量が計画最大放流量毎秒60m <sup>3</sup> と等しくなりましたので、ただし書き操作を解除します。 放流量は、__減少しますが、引き続き十分警戒して下さい。
洪水時終了	魚切ダムでは、__日__時__分洪水調節を終了しました。__時__分現在、貯水位E.L. m、流入量は毎秒__m <sup>3</sup> 、放流量は毎秒__m <sup>3</sup> です。 引き続き洪水警戒体制は続行します。
洪水警戒体制解除	魚切ダムでは、__時__分洪水警戒体制を解除します。 以上をもちまして通報はすべて終了しました。

修正前

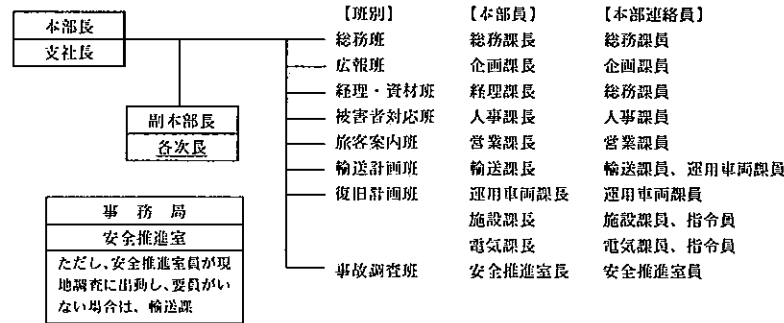
基本・風水害対策編  
第5章 公益事業等防災計画  
第4節 交通輸送施設

頁

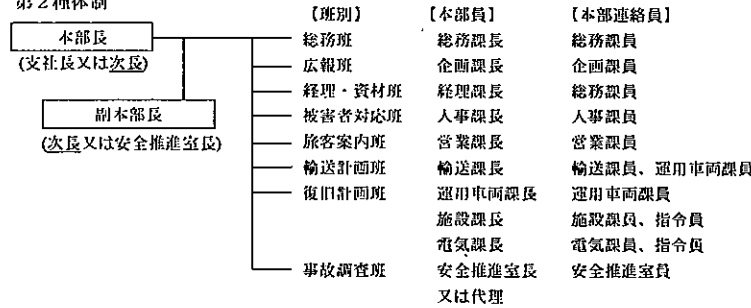
250

第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

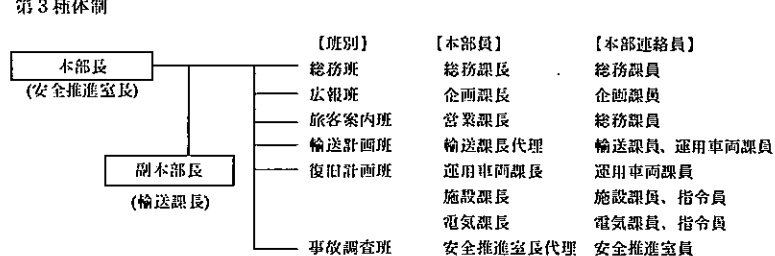
事故対策本部の体制  
(1) 第1種体制



(2) 第2種体制



(3) 第3種体制



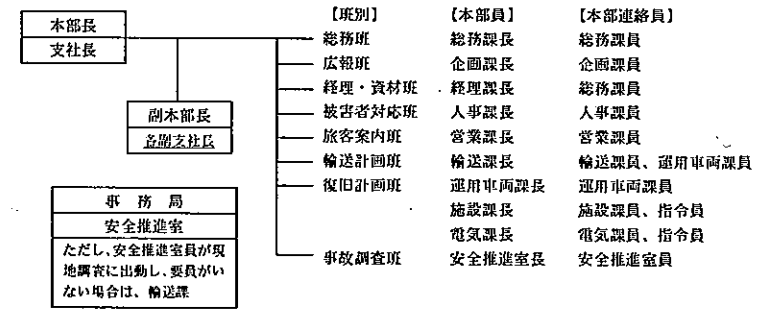
修正後

修正理由

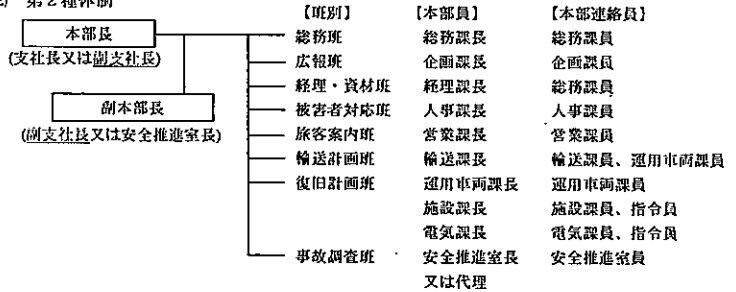
○ 西日本旅客鉄道株式会社の事故対策本部体制の副本部長の名称を修正する。

第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

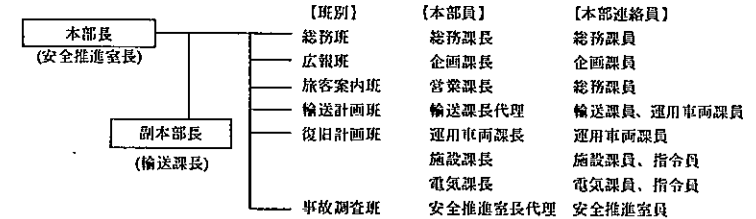
事故対策本部の体制  
(1) 第1種体制



(2) 第2種体制



(3) 第3種体制



修正前

基本・風水害対策編  
 第5章 公益事業等防災計画  
 第4節 交通輸送施設

頁

253

第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部  
 (略)

部外機関との情報連絡体制

(広島市との連絡体制)

西日本旅客鉄道株式会社広島支社

運転事故又は災害対策本部設置

電話(昼) 082-261-1796 (総務企画課)  
 (夜) 082-261-0033 (輸送指令)  
 082-261-2143 (施設課)  
 082-263-7545 (施設指令)

災害対策本部未設置の場合

電話(昼) 082-261-1796 (総務企画課)  
 (夜) 082-261-2143 (施設課)  
 082-263-7545 (施設指令)

西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部  
 (略)

広島市連絡窓口  
 (略)

修正後

修正理由

○ 西日本旅客鉄道株式会社の連絡先名称を修正する。

第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部  
 (略)

部外機関との情報連絡体制

(広島市との連絡体制)

西日本旅客鉄道株式会社広島支社

運転事故又は災害対策本部設置

電話(昼) 082-261-1796 (総務課)  
 (夜) 082-261-0033 (輸送指令)  
 082-261-2143 (施設課)  
 082-263-7545 (施設指令)

災害対策本部未設置の場合

電話(昼) 082-261-1796 (総務課)  
 (夜) 082-261-2143 (施設課)  
 082-263-7545 (施設指令)

西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部  
 (略)

広島市連絡窓口  
 (略)

修 正 前

基本・風水害対策編  
第5章 公益事業等防災計画  
第4節 交通輸送施設

頁

272

第7 広島交通株式会社

広島交通株式会社防災対策計画

1～6 (略)

付表 広島交通株式会社施設概要

名 称	所 在 地	自動車台数	電話番号
本 社	広島市西区三篠町三丁目 14-17	—	082-238-7755
勝木営業所	広島市安佐北区亀山九丁目 12-30	43	082-815-0131
大林営業所	広島市安佐北区大林三丁目 21-13	43	082-818-0121
緑井営業所	広島市安佐南区緑井六丁目 24-25	55	082-877-0102
高陽営業所	広島市安佐北区倉掛三丁目 1-1	54	082-842-2350
広島営業所	広島市南区大須賀町 17-7	—	082-263-2121

修 正 後

修 正 理 由

○ 広島交通株式会社の所有するバスの台数を修正する。

第7 広島交通株式会社

広島交通株式会社防災対策計画

1～6 (略)

付表 広島交通株式会社施設概要

名 称	所 在 地	自動車台数	電話番号
本 社	広島市西区三篠町三丁目 14-17	—	082-238-7755
勝木営業所	広島市安佐北区亀山九丁目 12-30	41	082-815-0131
大林営業所	広島市安佐北区大林三丁目 21-13	42	082-818-0121
緑井営業所	広島市安佐南区緑井六丁目 24-25	55	082-877-0102
高陽営業所	広島市安佐北区倉掛三丁目 1-1	52	082-842-2350
広島営業所	広島市南区大須賀町 17-7	—	082-263-2121

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	頁  236
<p>2 防災措置</p> <p>(1) 災害防止のための体制の確立</p> <p>台風、洪水、高潮、地震、<u>      </u>火災、その他による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り、迅速な復旧をなす体制を確立するものとする。</p> <p>災害の発生が予想され又は発生した場合には、災害の程度に応じて速やかに次に掲げる態勢をとるものとし、そのそれぞれの組織及び分担業務は別に定める。</p> <p>ア 第1非常態勢 被害又は被害予想が軽度又は局部の場合</p> <p>イ 第2非常態勢 被害又は被害予想が中程度の場合</p> <p>ウ 第3非常態勢 被害又は被害予想がはなはだしい場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 広島ガス株式会社の災害の種別に、津波を追加する。
<p>2 防災措置</p> <p>(1) 災害防止のための体制の確立</p> <p>台風、洪水、高潮、地震、<u>津波</u>、火災、その他による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り、迅速な復旧をなす体制を確立するものとする。</p> <p>災害の発生が予想され又は発生した場合には、災害の程度に応じて速やかに次に掲げる態勢をとるものとし、そのそれぞれの組織及び分担業務は別に定める。</p> <p>ア 第1非常態勢 被害又は被害予想が軽度又は局部の場合</p> <p>イ 第2非常態勢 被害又は被害予想が中程度の場合</p> <p>ウ 第3非常態勢 被害又は被害予想がはなはだしい場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

修正前

基本・風水害対策編  
第5章 公益事業等防災計画  
第5節 放送機関

頁  
286・287

第1 日本放送協会広島放送局

- 1 (略)  
2 非常災害対策本部の設置

発災時において、広島放送局内に「非常災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。

(1) 組織

非常災害対策本部 本部長 局長 副本部長 副局長 事務局 企画総務室	・災害に関する重要事項の審議・決定 ・災害対策の対外折衝 ・本部運営及び各対策部間との連絡・調整 ・災害時における情報の収集・連絡
放送対策部 部長(放送担当) 放送部長 部長(技術担当) 放送技術部長	・災害放送の実施
放送施設対策部 部長 企画総務室技術部長	・放送設備・電源設備の復旧・防護 ・放送施設の点検・応急復旧等
視聴者・広報対策部 部長 企画総務室広報部長	・電話・来局者・各種マスコミ対応 ・義援金等の対応と取組み、安否情報処理
営業対策部 部長 営業推進センター長	・避難所へのTV・ラジオの設置 ・被災地受信機の復旧 ・受信料免除のための被災状況調査等
管理対策部 部長 企画総務室長 部長(経理担当) 企画総務室 経理部長	・災害時の経理業務全般

(2)~(4) (略)

3 (略)

修正後

修正理由

- 日本放送協会広島放送局の災害対策本部名称及び放送施設を修正する。

第1 日本放送協会広島放送局

- 1 (略)  
2 災害対策本部の設置

発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。

(1) 組織

災害対策本部 本部長 局長 副本部長 副局長 事務局 企画総務部長 本部員 各対策部長	* 災害に関する重要事項の審議・決定 * 各部署における緊急計画の調整 * 災害対策についての対外折衝 * 災害に関する情報の収集・連絡
放送対策部 部長: 放送部長 (技術部長)	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * 関連番組の制作・運行 * 災害情報HPの公開
施設・受信対策部 部長: 技術部長	* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等
視聴者対策部 部長: 広報・事業部長	* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施
営業対策部 部長: 営業推進部長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次取組員等に対する支援活動の円滑な実施
管理対策部 部長: 経理部長	* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認

(2)~(4) (略)

3 (略)

修正前

3 大規模地震警戒宣言等の伝達及び状況報告

(1) (略)

(2) 動員及び準備活動

警戒宣言が発令された場合、警戒宣言にかかわる各種情報の伝達、地震発生後の放送送出確保に備え、次の準備活動を行う。

ア 動員

広島放送局においては、本部・地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の動員計画に基づき、各対策部それぞれに応じた非常配備体制をとることとする。

(参考) 市内局所及び施設

局所施設名	所在地	電話番号	備考
広島放送局	広島市中区大手町二丁目11番10号	504-5111	
比治山テレビ放送所	広島市南区比治山公園5番3号	264-5206	通常無人
祇園ラジオ放送所	広島市安佐南区西原四丁目42番17号	874-0154	通常無人

修正後

3 大規模地震警戒宣言等の伝達及び状況報告

(1) (略)

(2) 動員及び準備活動

警戒宣言が発令された場合、警戒宣言にかかわる各種情報の伝達、地震発生後の放送送出確保に備え、次の準備活動を行う。

ア 動員

広島放送局においては、本部・災害警戒本部の動員計画に基づき、各対策部それぞれに応じた非常配備体制をとることとする。

(参考) 市内局所及び施設

局所施設名	所在地	電話番号	備考
広島放送局	広島市中区大手町二丁目11番10号	504-5111	
広島デジタルテレビ放送所	広島市安芸区矢野町字総下山753番地6	889-5080	通常無人
祇園ラジオ放送所	広島市安佐南区西原四丁目42番17号	874-0154	通常無人



修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第5節 放送機関	頁 297
第5 株式会社テレビ新広島 (略)	

修正後
修正理由 ○ 株式会社テレビ新広島の災害時緊急放送の実施に係る計画の見直しに伴い、修正する。
第5 株式会社テレビ新広島 別紙のとおり。

災害時放送業務継続計画

非常災害が発生した時は、テレビ放送の公共的使命をふまえて、機器設備の保安を図りながら、全社員一致協力して発災直後から速やかに「災害放送」を行うことを最重要業務とする。

1. 非常災害の定義と判定者

(1) 定義

【ランクA】

広島県内で発生した震度5強以上の大地震やそれに伴う津波・火災などの大災害のことで、市民生活に重大な影響が生まれたり当社の放送機能が損なわれたり損なわれる恐れがある場合をいう。

【ランクB】

広島県内で発生した震度5弱以下の地震でランクAに次ぐ大規模な災害。判定基準を明確にするため併記する。

(2) ランクの判定者

報道制作センター長・編成局長・報道統括局長が協議の上、決定する。

(3) 判定基準

	ランクA	ランクB
災害の程度	重大な災害	Aに次ぐ災害の規模
震度の目安	震度5強以上	震度5弱以下
津波の目安	大津波警報・津波警報	津波注意報

2. 緊急番組制作（初動段階）

(1) 休日・早朝・夜間の場合

通常勤務時間外に災害が発生した場合、総合対策本部が設置されるまでの応急体制として、「緊急放送部」を組織する。

緊急放送部は報道のデスクを長として、情報システム部・技術部・業務部・放送部・編成部・デジタルコンテンツ開発部・報道制作センター（報道 アナウンス）およびTSSプロダクションの緊急出勤者で構成し、報道制作センター報道に設置する。

緊急放送部は速やかに状況を判断して緊急災害放送を実施し、関係部署への連絡にあたること。

(2) 就業時の場合

通常業務における業務分掌によって行う。

3. 第1報の放送

(1) 内容

- ① 緊急地震速報
- ② 地震情報・津波情報
- ③ 政府・自治体・公共機関からの告知
- ④ 被害状況、家屋などの倒壊や火災、道路の寸断など
- ⑤ 生活情報～交通情報、ライフライン、食料など

(2) 実施携帯

速報スーパー またはカットインで行う。

(3) 取材先・情報源

広島地方気象台 日本気象協会 広島県警本部 広島県庁  
 広島市役所 福山市役所 呉市役所  
 広島市消防局 第6管区海上保安本部 JR西日本  
 広島空港 広島港  
 中国電力 広島ガス NTT西日本 NTTドコモ など

4. 第1報の放送に続く 他の緊急行動

初動の作業にあたる者あるいは緊急放送部は第一報の放送に続き、下記の行動を起こして本社の災害対策体制を整える。

(1) 緊急特別番組の編成・放送

		ランクA	ランクB
特別番組	編成	CM中でも番組中でも通常番組枠をカットして速やかに実施	通常番組枠を配慮して実施
	CM	送出しない（ローカル処理、ネット局には送出）	送出する
	ネット局への配給	TSS報道センターOUTを地上回線またはF-SATで送出 TSS発ネット枠の場合、当面は通常番組をそのまま送出	左に同じ

(2) 放送機器や設備の点検および要請対応

技術部員は出社後、各設備の緊急点検を行い放送確保に努める。  
 大災害の場合は、早い段階で系列応援や燃料確保を要請する。

(3) 報道取材の手配

5. 総合対策本部の設置（第2段階）

(1) 本社内に総合対策本部設置

初動対応の後、企画総務局長・システム技術局長・編成局長・報道統括局長は、災害の規模について協議・判定し、社長を本部長とする総合対策本部を設置する。

総合対策本部は「放送対策部」「営業対策部」「災害対策部」で構成する。

(2) 組織および役割 2013/6/24-

総合対策本部	本部長=社長
放送対策部	放送手段を確保して、災害特別番組を放送する
	部長=編成・報道制作担当役員 (副)=編成局長 報道統括局長 制作スポーツ統括局長 *技術部長
システム技術局	情報システム部 技術部
営業局	業務部 放送部
東京支社	編成業務部
編成局	編成部 デジタルコンテンツ開発部
報道制作センター	報道 スポーツ 制作 アナウンス
災害対策部	本社施設と社員の安全を確保し、放送対策部・営業対策部の活動を支援する
	部長=企画総務担当役員 (副)=企画総務局長 事業局長
企画総務局	経営管理部 総務部 人事部
事業局	事業部
営業対策部	スポンサーや代理店のケアにあたる
	部長=営業担当役員 (副)=営業局長 東京支社長
営業局	営業開発部 営業部 福山支社 大阪支社
東京支社	営業部

(3) 要員

全社員を要員とし、平常の社内機構にかわる臨時の機構として災害報道を主とする放送業務を遂行する。

社員は各自の判断で状況を把握し、速やかに持ち場に向かう。但し、家族や自宅に異常がある人は緊急動員から除く。

(4) 指揮命令権者の心得

指揮命令権者は、次の項目に配慮して指揮・命令を行うこと。

- ・一定位置にとどまり、指令に専念すること。
- ・各部の社員に業務量の偏りのないよう、業務の配分や人員の配置を適宜に行うこと。
- ・業務関連に対して、社員に横の連絡をとらせること。

修正前

基本・風水害対策編  
 第5章 公益事業等防災計画  
 第4節 交通輸送施設

頁

283

第9 広島県広島ヘリポート管理事務所  
 (略)

別紙1

緊急事態等における関係機関

関係機関	構成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	・国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所及び気象庁関西航空地方気象台を含む。) ・(一財)航空機安全運航支援センター
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局(広島西消防署) ・消火・救難業務受託者
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部(広島中央警察署) ・第六管区海上保安本部(広島海上保安部) ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県, 広島市
(5) 医療機関	・(財)広島県医師会
(6) 航空運送事業者等	・第一航空㈱ ・朝日航洋㈱ ・中日本航空㈱ ・オールニッポンヘリコプター㈱
(7) 通信機関	・NTT西日本㈱
(8) ヘリポート関係事業者	・広島空港ビルディング㈱ ・マイナミ空港サービス㈱

修正後

修正理由

○ 広島ヘリポート緊急計画の関係機関の名称を修正する。

第9 広島県広島ヘリポート管理事務所  
 (略)

別紙1

緊急事態等における関係機関

関係機関	構成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	・国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所及び気象庁関西航空地方気象台を含む。) ・(一財)航空機安全運航支援センター
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局(広島西消防署) ・消火・救難業務受託者
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部(広島西警察署) ・第六管区海上保安本部(広島海上保安部) ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県, 広島市
(5) 医療機関	・(財)広島県医師会
(6) 航空運送事業者等	・第一航空㈱ ・朝日航洋㈱ ・中日本航空㈱ ・オールニッポンヘリコプター㈱
(7) 通信機関	・NTT西日本㈱
(8) ヘリポート関係事業者	・広島空港ビルディング㈱ ・マイナミ空港サービス㈱

修正前

基本・風水害対策編  
 第5章 公益事業等防災計画  
 第4節 交通輸送施設

285

第9 広島県広島ヘリポート管理事務所

(略)

別紙3

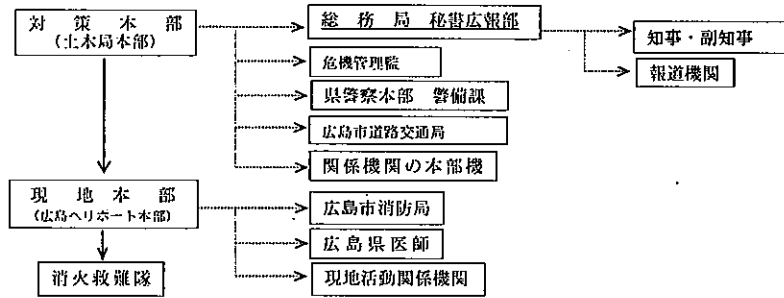
広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について

1・2 (略)

3 連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は、原則として次による。

(—— 指示・命令 —— 連絡・協力及び連携)



4 (略)

修正後

修正理由

○ 広島ヘリポート緊急計画の緊急対策本部等の連絡先の名称を修正する。

第9 広島県広島ヘリポート管理事務所

(略)

別紙3

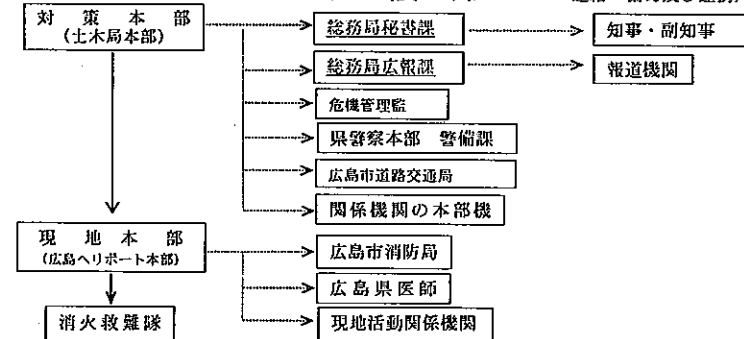
広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について

1・2 (略)

3 連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は、原則として次による。

(—— 指示・命令 —— 連絡・協力及び連携)



4 (略)

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

87・88

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）

(1)～(6) (略)

表3-3-1 注意報及び警報の種類と発表基準

種類	発表基準																	
	(略)	(略)																
一般の 利用に 適合する もの	洪水注意報	洪水注意報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準以上になると予想されるとき。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> <th>瀬野川 流域</th> <th>吉山川 流域</th> <th>水内川 流域</th> <th>八幡川 流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間雨量 40mm</td> <td>1時間雨量 40mm</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>23</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	雨量		流域雨量指数				平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域	3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	10
雨量		流域雨量指数																
平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域													
3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	10	14	23	22													
(略)	(略)	(略)	(略)															
一般の 利用に 適合する もの	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> <th>瀬野川 流域</th> <th>吉山川 流域</th> <th>水内川 流域</th> <th>八幡川 流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間雨量 70mm</td> <td>1時間雨量 60mm</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	雨量		流域雨量指数				平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域	3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13
雨量		流域雨量指数																
平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域													
3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28													
(略)	(略)	(略)	(略)															
(略)	(略)	(略)	(略)															

(略)

2～12 (略)

修正後

修正理由

○ 広島地方気象台が発表する洪水注意報・警報の発表基準に、指定河川洪水予報による基準を追加する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）

(1)～(6) (略)

表3-3-1 注意報及び警報の種類と発表基準

種類	発表基準																											
	(略)	(略)																										
一般の 利用に 適合する もの	洪水注意報	洪水注意報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準以上になると予想されるとき、もしくは、指定河川洪水予報の基準観測点では氾濫注意情報の発表基準を満たしているとき。																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> <th>瀬野川 流域</th> <th>吉山川 流域</th> <th>水内川 流域</th> <th>八幡川 流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間雨量 40mm</td> <td>1時間雨量 40mm</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>23</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川</th> <th>太田川上流</th> <th>太田川下流</th> <th>三篠川</th> <th>根谷川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準観測点</td> <td>上村・加計・直室</td> <td>中野・矢口第 一・瀬田大橋</td> <td>中深川</td> <td>新川橋</td> </tr> </tbody> </table>	雨量		流域雨量指数				平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域	3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	10	14	23	22	指定河川	太田川上流	太田川下流	三篠川	根谷川	基準観測点	上村・加計・直室
雨量		流域雨量指数																										
平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域																							
3時間雨量 40mm	1時間雨量 40mm	10	14	23	22																							
指定河川	太田川上流	太田川下流	三篠川	根谷川																								
基準観測点	上村・加計・直室	中野・矢口第 一・瀬田大橋	中深川	新川橋																								
(略)	(略)	(略)	(略)																									
一般の 利用に 適合する もの	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき、もしくは、指定河川洪水予報の基準観測点では氾濫警報情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしているとき。																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> <th>瀬野川 流域</th> <th>吉山川 流域</th> <th>水内川 流域</th> <th>八幡川 流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間雨量 70mm</td> <td>1時間雨量 60mm</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川</th> <th>太田川上流</th> <th>太田川下流</th> <th>三篠川</th> <th>根谷川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準観測点</td> <td>上村・加計・直室</td> <td>中野・矢口第 一・瀬田大橋</td> <td>中深川</td> <td>新川橋</td> </tr> </tbody> </table>	雨量		流域雨量指数				平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域	3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28	指定河川	太田川上流	太田川下流	三篠川	根谷川	基準観測点	上村・加計・直室
雨量		流域雨量指数																										
平地	平地以外	瀬野川 流域	吉山川 流域	水内川 流域	八幡川 流域																							
3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28																							
指定河川	太田川上流	太田川下流	三篠川	根谷川																								
基準観測点	上村・加計・直室	中野・矢口第 一・瀬田大橋	中深川	新川橋																								
(略)	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									

(略)

2～12 (略)

修正前

都市災害対策編

第4章 鉄道災害対策

資料1 鉄軌道施設の概要

頁

348

- 西日本旅客鉄道株式会社広島支社  
(略)
- 西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部  
(略)
- 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店  
(略)
- 広島電鉄株式会社  
(略)
- 広島高速交通株式会社

区分	区間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	21	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成

※ 利用者数(一日平均)～51,250人【平成23年度実績】  
運行便数～平日 270便、休日 198便

修正後

修正理由

- 鉄軌道施設の利用者数を修正する。

- 西日本旅客鉄道株式会社広島支社  
(略)
- 西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部  
(略)
- 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店  
(略)
- 広島電鉄株式会社  
(略)
- 広島高速交通株式会社

区分	区間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	21	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成

※ 利用者数(一日平均)～52,294人【平成24年度実績】  
運行便数～平日 270便、休日 198便

修 正 前	
都市災害対策編 第3章 航空機災害対策 第2節 市域における飛行場施設等の現況	頁  337
1・2 (略) 3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況 (1) 離着陸回数 <u>1,265</u> 回(平成24年11月15日から平成25年2月28日まで) (2) 常駐する回転翼航空機(平成25年1月1日現在) <u>15</u> 機 4・5 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 広島ヘリポートにおける航空機の離着陸回数及び常駐する回転翼航空機数を修正する。	
1・2 (略) 3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況 (1) 離着陸回数 <u>1,648</u> 回(平成24年11月15日から平成25年3月31日まで) (2) 常駐する回転翼航空機(平成25年7月1日現在) <u>16</u> 機 4・5 (略)	



修正前

都市災害対策編

第3章 航空機災害対策

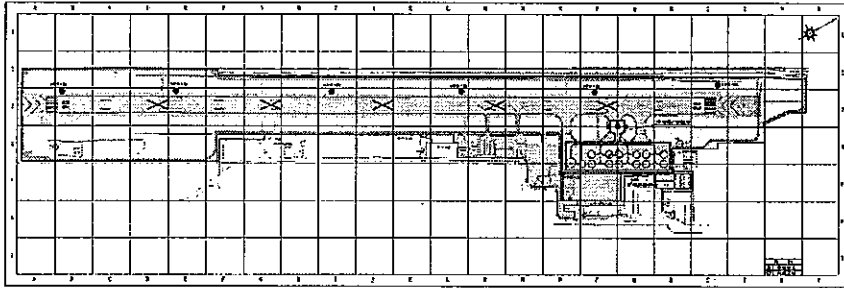
資料1 広島ヘリポートグリッドマップ

頁

342

資料1 広島ヘリポートグリッドマップ

広島ヘリポートグリッドマップ



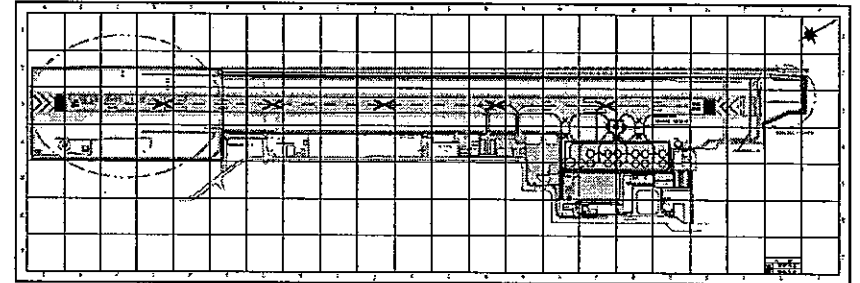
修正後

修正理由

○ 広島ヘリポートの北側及び南側の一部が管理区域外となったことに伴い、広島ヘリポートグリッドマップを修正する。

資料1 広島ヘリポートグリッドマップ

広島ヘリポートグリッドマップ



修正前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	頁 4
<p>第3 県警察</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集及び伝達</li> <li>2 被害実態の把握</li> <li>3 被災者の救出・救助等の措置</li> <li>4 避難路及び緊急交通路の確保</li> <li>5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持</li> <li>6 行方不明者の捜索及び死体の見分・検視</li> <li>7 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の勧告・指示及び誘導</li> <li>8 不法事案の予防及び取締り</li> <li>9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒</li> <li>10 広報活動</li> <li>11 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力</li> </ol>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>○ 関係法令（警察官等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律）の改正に伴い、用語を修正する。</p>
<p>第3 県警察</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集及び伝達</li> <li>2 被害実態の把握</li> <li>3 被災者の救出・救助等の措置</li> <li>4 避難路及び緊急交通路の確保</li> <li>5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持</li> <li>6 行方不明者の捜索及び死体の調査・検視</li> <li>7 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の勧告・指示及び誘導</li> <li>8 不法事案の予防及び取締り</li> <li>9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒</li> <li>10 広報活動</li> <li>11 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力</li> </ol>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	頁  147
<p>第3 遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1) 遺体を収容するに当たり、多数死体見分調査及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。</p> <p>(2) 見分（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）と連絡を取り、見分（検視）を受け、検案を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 見分（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配慮し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。</p> <p>(5) 遺族等から遺体引受けの申し出があった場合は、見分（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。</p> <p>(6) 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第4 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検案の実施</p> <p>(1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として見分（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視場所又は遺体安置所において実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 関係法令（警察官等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律）の改正に伴い、用語を修正する。	
<p>第3 遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1) 遺体を収容するに当たり、多数死体調査調査及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。</p> <p>(2) 調査（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）と連絡を取り、調査（検視）を受け、検案を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 調査（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配慮し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。</p> <p>(5) 遺族等から遺体引受けの申し出があった場合は、調査（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。</p> <p>(6) 調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第4 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検案の実施</p> <p>(1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として調査（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視場所又は遺体安置所において実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策

頁

150

様式3-13-2 死体調査

		番号	
捜索収容者	所属・機関等名 代表者		
	氏名		
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他		
死体発見日時	年	月	日 時 分
死体発見場所			
死体の身元	本籍		
	現住所		
	氏名	身元不明者の符号	性別 男・女 年齢 歳位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)		
遺族その他の関係者	現住所	(電話)	
	氏名	(死者との続柄)	
関係者	死体の引受け	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)
	遺骨の引取り	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)
見分(検視)日時	月	日	時 分 (見分者(検視))
検案日時	月	日	時 分 (検案医師)
火葬許可証交付日	年	月	日 (死体発見現場の概略図)
火葬日	年	月	日
(所持品の処理)			
(備考)			

\* 写真は裏面に貼り付けてください。

修正後

修正理由

○ 関係法令(警察官等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律)の改正に伴い、用語を修正する。

様式3-13-2 死体調査

		番号	
捜索収容者	所属・機関等名 代表者		
	氏名		
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他		
死体発見日時	年	月	日 時 分
死体発見場所			
死体の身元	本籍		
	現住所		
	氏名	身元不明者の符号	性別 男・女 年齢 歳位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)		
遺族その他の関係者	現住所	(電話)	
	氏名	(死者との続柄)	
関係者	死体の引受け	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)
	遺骨の引取り	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)
調査(検視)日時	月	日	時 分 (調査者(検視))
検案日時	月	日	時 分 (検案医師)
火葬許可証交付日	年	月	日 (死体発見現場の概略図)
火葬日	年	月	日
(所持品の処理)			
(備考)			

\* 写真は裏面に貼り付けてください。

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	頁  181
<p>第3 遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1) 遺体を収容するに当たり、多数死体見分調書及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。</p> <p>(2) 見分（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）と連絡を取り、見分（検視）を受け、検案を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 見分（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配慮し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。</p> <p>(5) 遺族等から遺体引受けの申し出があった場合は、見分（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。</p> <p>(6) 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第4 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検案の実施</p> <p>(1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として見分（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視場所又は遺体安置所において実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 関係法令（警察官等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律）の改正に伴い、用語を修正する。
<p>第3 遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1) 遺体を収容するに当たり、多数死体調査調書及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。</p> <p>(2) 調査（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）と連絡を取り、調査（検視）を受け、検案を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 調査（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配慮し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。</p> <p>(5) 遺族等から遺体引受けの申し出があった場合は、調査（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。</p> <p>(6) 調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第4 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検案の実施</p> <p>(1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として調査（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視場所又は遺体安置所において実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

修正前

震災対策編

第3章 震災応急対策

第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策

頁

184

様式3-13-2 死体調査

		番号	
捜索収容者	所属・機関等名		代表者
氏名			
死体の種別	1 身元不明の死体	2 死体引受人のない死体	3 その他
死体発見日時	年	月	日 時 分
死体発見場所			
死体の身元	本籍		
	現住所		
	氏名	身元不明者の符号	性別 男・女 年齢
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)			
遺族その他の関係者	現住所	(電話)	
	氏名	(死者との続柄)	
	死体の引受け	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)
遺骨の引取り	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)	
見分(検視)日時	月 日 時 分	見分者(検視)	
検案日時	月 日 時 分	(検案医師)	
火葬許可証交付日	年 月 日	(死体発見現場の概略図)	
火葬日	年 月 日		
(所持品の処理)			
(備考)			

\* 写真は裏面に貼り付けてください。

修正後

修正理由

○ 関係法令（警察官等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律）の改正に伴い、用語を修正する。

様式3-13-2 死体調査

		番号	
捜索収容者	所属・機関等名		代表者
氏名			
死体の種別	1 身元不明の死体	2 死体引受人のない死体	3 その他
死体発見日時	年	月	日 時 分
死体発見場所			
死体の身元	本籍		
	現住所		
	氏名	身元不明者の符号	性別 男・女 年齢
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)			
遺族その他の関係者	現住所	(電話)	
	氏名	(死者との続柄)	
	死体の引受け	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)
遺骨の引取り	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)	
調査(検視)日時	月 日 時 分	調査者(検視)	
検案日時	月 日 時 分	(検案医師)	
火葬許可証交付日	年 月 日	(死体発見現場の概略図)	
火葬日	年 月 日		
(所持品の処理)			
(備考)			

\* 写真は裏面に貼り付けてください。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁  161・163
<p>第1 道路交通応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 交通規制の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>ア 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》            県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(f) 標章は、当該車両の運転席と反対側前面の見えやすい箇所に掲示する。</p> <p>イ 事前届出による確認手続き《消防局防災課》            災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。手続は、次のとおりである。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(i) 必要書類</p> <p>a 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）</p> <p>b 緊急通行車両等事前届出書_____</p> <p>_____</p> <p>(h) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等            緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、紛失防止に配慮し、適正に保管しておく。            災害発生時には、緊急通行車両等事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参し_____、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 緊急通行車両の標章の掲示位置を修正する。 ○ 事前届出による緊急通行車両の確認手続きを修正する。	
<p>第1 道路交通応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 交通規制の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>ア 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》            県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(f) 標章は、当該車両前面_____の見えやすい箇所に掲示する。</p> <p>イ 事前届出による確認手続き《消防局防災課》            災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。手続は、次のとおりである。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(i) 必要書類</p> <p>a 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）</p> <p>b 緊急通行車両等事前届出書（2通）</p> <p>c 自動車検査証の写し</p> <p>(h) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等            緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、紛失防止に配慮し、適正に保管しておく。            災害発生時には、緊急通行車両等事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参して確認申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。</p>	

修正前

(上申書作成例)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

ついては、当該車両の緊急通行車両等事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

1 (略)

2 送付書類

- ① 緊急通行車両等事前届出書 各 2 通 (計○○通)
- ② 輸送協定書の写し ○通

3 (略)

修正後

(上申書作成例)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

ついては、当該車両の緊急通行車両等事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

1 (略)

2 送付書類

- ① 緊急通行車両等事前届出書 各 2 通 (計○○通)
- ② 輸送協定書の写し ○通
- ③ 自動車検査証の写し 各 1 通 (計○○通)

3 (略)



修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第17節 輸送対策	頁  194・196
<p>第3 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>1 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》</p> <p>県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付を受けた標章は、<u>当該車両の運転席と反対側前面の見えやすい箇所に</u>掲示する。</p> <p>2 事前届出による確認手続き《消防局防災課》</p> <p>災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。</p> <p>その手続は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 必要書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急通行車両等事前届出書 _____</p> <p>_____</p> <p>(5) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生時には、緊急通行車両等事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参し _____、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 緊急通行車両の標章の掲示位置を修正する。 ○ 事前届出による緊急通行車両の確認手続きを修正する。
<p>第3 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>1 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》</p> <p>県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付を受けた標章は、<u>当該車両前面 _____ の見えやすい箇所に</u>掲示する。</p> <p>2 事前届出による確認手続き《消防局防災課》</p> <p>災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。</p> <p>その手続は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 必要書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急通行車両等事前届出書 (2通)</p> <p>ウ <u>自動車検査証の写し</u></p> <p>(5) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生時には、緊急通行車両等事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参して<u>確認申請</u>を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。</p>

修正前

(上申書作成例)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

については、当該車両の緊急通行車両等事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

- 1 (略)
- 2 送付書類
  - ① 緊急通行車両等事前届出書 各2通(計○○通)
  - ② 輸送協定書の写し ○通

---

- 3 (略)

修正後

(上申書作成例)

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

については、当該車両の緊急通行車両等事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

- 1 (略)
- 2 送付書類
  - ① 緊急通行車両等事前届出書 各2通(計○○通)
  - ② 輸送協定書の写し ○通
  - ③ 自動車検査証の写し 各1通(計○○通)
- 3 (略)